

平成19年 雇用保険法

〔問 3〕 次の文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 雇用保険法において「失業」とは、「被保険者が離職し、 A を有するにもかかわらず、 B ことができない状態にあること」をいい、「離職」とは、「被保険者について、 C が終了すること」をいう。
- 2 満63歳の被保険者X₁が定年により退職した場合、算定基礎期間が15年であれば、基本手当の所定給付日数は D 日である。また、満26歳の被保険者X₂が勤務する会社の倒産により離職した場合、算定基礎期間が4年であれば、基本手当の所定給付日数は E 日である。なお、X₁もX₂も一般被保険者であり、かつ、雇用保険法第22条第2項の「厚生労働省令で定める理由により就職が困難なもの」には該当しないものとする。

選択肢

- | | | | | |
|--------------|---------|-----------------|----------|-------|
| ① 60 | ② 90 | ③ 120 | ④ 150 | ⑤ 180 |
| ⑥ 210 | ⑦ 240 | ⑧ 270 | | |
| ⑨ 求職者給付の受給資格 | ⑩ 勤労の権利 | | ⑪ 雇用される | |
| ⑫ 事業主との雇用関係 | ⑬ 職業に就く | | ⑭ 職業への適性 | |
| ⑮ 相当な職を得る | | ⑯ 適用事業における賃金支払い | | |
| ⑰ 当該被保険者資格 | | ⑱ 人たるに値する生活を営む | | |
| ⑲ 労働契約の期間 | | ⑳ 労働の意思及び能力 | | |

平成19年
雇用保険法
試験問題の正答

選択式

A	B	C	D	E
⑳	⑬	⑫	③	②